

土地改良区の役員・職員の皆さんへ

所有者が分からぬ農地

解消できます。

どうしよう？と心配していませんか。



相続人が全員相続放棄した。
賦課金の徴収ができない・・・。

(土地改良区運営の支障)

所有者が分からず地元調整が進まない。
事業が始まられない・・・。(土地改良事業実施の支障)



所有者に連絡がつかない。
換地の調整が進まない・・・。

(換地手続きの支障)

所有者不明土地管理制度の活用が有効です

所有者不明土地とは (法務省HPより)

相続登記がされること等により、

- 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地



制度は聞いたことがある。
でも専門的でハードルが高そう・・・。



安心してください！！サポートや補助金があります！

- ・土地連のサポートを受けることができます。
- ・弁護士等を活用し、3つのステップで対応できます。
- ・制度活用のために国庫補助（土地改良区機能強化支援事業）が準備されています。

くわしくは裏面をご覧ください

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
全国土地改良事業団体連合会

所有者不明農地を解消する3つのステップ

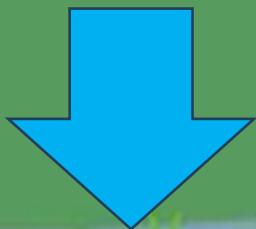
ステップ① 所有者の探索

登記簿のほか、住民票や戸籍等を調べます。調査を弁護士等に依頼した場合、その費用の全額を補助（国1/2、道1/2）します。

また、土地連からサポートを受けることができます。

なお不明の場合（※1）

所有者が判明した場合（※2）



所有者と調整し、課題を解消。

ステップ② 裁判所への申立等

土地改良区が利害関係人として、所有者不明土地管理人の選任を地方裁判所に申し立てます。申立等に必要な書類の作成や裁判所との調整を弁護士等に依頼する場合、その費用の全額を補助（国1/2、道1/2）します。

地方裁判所から土地の管理にかかる費用を納付するよう指示があった場合、申立人である土地改良区において一時的に負担をする必要があります（予納金）。



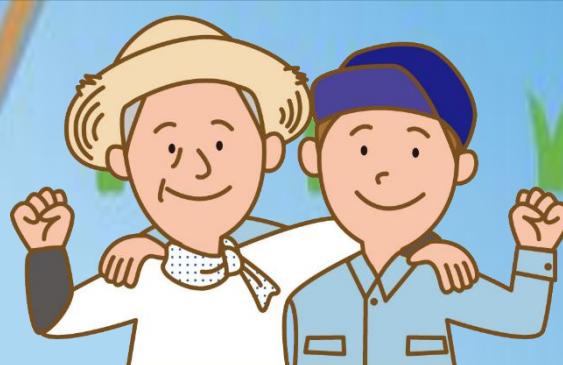
ステップ③ 管理人による所有者不明農地の処分等

選任された管理人が地方裁判所から許可を得て、地域の扱い手農家等への売却や、不換地処分するなどして、所有者不明農地を解消します。

管理費用を精算した結果、予納金が全額返還されなかつた場合、そのかかった費用の全額を補助（国1/2、道1/2）します。

※1 農地の買受人（ほ場整備を実施する場合は換地処分における取扱い）をあらかじめ調整しておくことにより、以後の手続きがスムーズに進みます。なお、借り受けを希望する者がいる場合、所有者不明農地制度を活用し、農地バンクを通じて農地を借り受けることもできますので、農業委員会へご相談ください。

※2 所有者の一部のみが判明した場合、所在不明の共有者の持分相当額を供託することにより、不明共有持分を取得する方法もあり、国庫補助が準備されています。この場合も土地連等へご相談ください。



まずはご相談ください！